

「静かな」農業・農村革命
—— 戦後西ドイツ農業史研究の新動向から ——

足立 芳宏

Yoshihiro ADACHI: “Silent” Agricultural Revolution in Rural West Germany (1945–1973): A Review of Recent Studies on German Agricultural History

Recent studies have focused on the “silent” agricultural revolution that occurred in rural West German society during the postwar period. The purpose of this paper is to provide a new framework by reviewing these recent studies in three research fields: (1) German rural social history, (2) the history of German agricultural policy, and (3) the ecological aspects of the land consolidation program (“Flurbereinigung”).

First, social historical studies revealed that the mass influx of refugees from the former eastern territories of Germany heavily influenced rural society and caused a radical change in the local political culture and the “habitus” of rural residents. However, the pathways to rural modernization demonstrated regional diversity.

Second, historical studies on the German agricultural policy revealed the following: (1) how people under occupation experienced the postwar food crisis; (2) the transition from a national agricultural policy to the European common agricultural policy in the 1950s; and (3) how farmers revolted against the agricultural structure policy in the European Economic Community (EEC), known as the “Mansholt-Plan” (1968–1972).

Third, we examined the postwar land consolidation program, with a focus on the discourse on the ecological elements of the rural landscape. We found conflicts between the “euphoria” of technological innovation and the social desire of making a new home village (“Heimat”).

1. はじめに

近代西欧農業史をみると、そこにはさしあたり三つの大きな画期が観察される。第一は、イギリス農業革命に象徴される19世紀前半の農業構造の転換の時期（農業集約化・土地制度変革）、第二は農業大不況のもと、世界穀物市場形成と農業保護政策が登場する19世紀末の時期、そして第三が、総力戦を得て「農業の工業化」が飛躍的に進展する20世紀中葉以後の時期である。前二者の19世紀の出来事については、通説として通用する歴史的評価がある程度確立されているに対して、第三の戦後西欧農業の変化については、広く共有されるべき標準的な歴史像が構築されているとは必ずしもいえない。

しかし、20世紀中葉以後の西欧農業の変化については、個々の基本的な指標の推移をみただけでも、それがいかに劇的なものであったかは容易に想像がつく。例えば、土地生産性に

ついて、本稿の対象とする西ドイツ¹⁾について1haあたりの収量の推移をみると、1945/49年平均の3.1トンから1965/69年平均4.2トンへ、さらに1975/79年平均6.5トンへと戦後30年間でほぼ倍増している²⁾。これに対して農業従事者比率は1950年～1960年の10年間だけでも22.7%から13.8%と半減した(Uekötter 2010, p.331)。加えて、ほぼ同時期に三倍になったトラクター台数の急増や、コンバインや搾乳機の普及も合わせれば、機械化と省力化がこの時期に一気に進んでいることがわかる³⁾。経営規模拡大もほぼ一貫して進展しており⁴⁾、例えば農業州のシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州では、1946年から1990年までの40年間で平均規模が19haから38.5haとほぼ倍増している(Ruge 2014, p.97)。むろん、これらの変化は農業構造にとどまらず、農村社会や農村景観にまでおよぶものであった。さらにまた、農業政策の上では、後述するように1958年7月のイタリア・ストレーザにおける農相会議を画期として本格始動する欧州共通農政は一国的な農政の枠組みをこえるかつてない試みとなった。近年の農業史学はこうした戦後西ドイツ農業をめぐる全体的な変化を「静かな革命」や「脱農民化過程」と呼称している⁵⁾。20世紀農業史を「農業・農村の工業化過程」の歴史ととらえるならば、敗戦から石油ショックまでの1945年から1973年までの期間、わけでも1950年代が大きな変化が生じた重要な時期として浮かび上がってくるのである。

ところで、戦後日本農業が通俗的にはもっぱら農業衰退の歴史として語られてきたのとは対照的だが、従来のドイツ農業史研究では、こうした戦後西ドイツ農業史を「成功の歴史」として高く評価してきた。たとえば自由主義的な立場から保護主義的な農政に批判的な農政史の泰斗クルーゲも、近代農業技術の適用による労働生産性の急上昇をもってこれを「成功の歴史」と評価している⁶⁾。これに対して、管見の限りでの戦後西ドイツ農業史研究に関する最新レビューであるバルカーの論考は、教育・保険制度・上下水道整備など農村インフラ整備が積極的に進められた点を捉え、ドイツ史学がこの点を近代主義の成果として高く評価してきたとしつつ、他方では、それが農民生活・農民文化の「喪失の歴史」でもあったこと、また農村開発が多大な農地の喪失を招いたことを強調している(Balcar 2014, pp.74f.)。ここにはエコロジー的視点から近代主義的な「成功神話」を相対化しようとする意図が読み取れよう。ただし農民文化の喪失ではあっても、農業衰退や農村過疎化という話ではないことには注意を要するが。

とはいえ、こうした新たな視点からの戦後西ドイツ農業史研究の試みは、日本はもとより現在のドイツ史学においても、実はそれほど活性化しているわけではない。ポスト冷戦期のドイツ史学では、新たな日常史・帝国史・環境史の高揚を受けて農業・農村史研究に対する関心がかつてなく高まっているが、しかし、目を見張るほどの進展をみせたのはナチ農政史や戦後東ドイツ農業史などの「全体主義」経験の時代であって、戦後西ドイツ農業史は、近代ドイツ史はもとより、近代農業史の叙述においても、なお付随的に言及される一章に過ぎないのである⁷⁾。

本稿では、ナチ第三帝国との連続性や、東ドイツ国家との同時性を考慮に入れつつも、また、

両者のような劇的な政治的出来事を伴わない「静かな」革命であったにしても、戦後西ドイツ農業史にみられる画期性を重視する立場から、この分野の近年の新しい研究成果に依拠しながら、その画期性がいかなる内容をもつものだったのか、その一端を論じてみたい。取り上げるのは、第一に戦後農村の社会史的研究、第二に欧州共通農政史研究、第三に環境史視点からの農地整備事業史研究である。共通して着目したいのは、ローカル世界における農村民の主体のありようである。

もとより日本における西ドイツ農業に関する同時代の研究には長年の蓄積がある。しかしその多くは日本農政の参照系としての西ドイツまたはEU農政の制度論研究であり、対象時期も研究が本格化した1960年代以後の時期に大きく偏っている⁸⁾。逆に、終戦から1950年代の冷戦体制形成期の西ドイツ農業に関する邦語の歴史研究はほぼ皆無といってよい。敗戦による農村秩序の国家的再編と構造改革に代表される「農業の工業化」過程—「静かな農業革命」—を西ドイツ社会がどのように受容していくのか、これを人々の主体のありように着目しつつ実証的に明らかにするのが私の今後の研究の目標である。本稿はその第一歩をなすささやかな覚書にすぎないことをお断りしておく。

2. 農村の社会革命 —農村難民問題とその作用—

第二次大戦直後の農業・食糧問題に関して世界的な規模で共通してみられた大きな出来事としては、食糧危機・土地改革・大量移動（難民・疎開者・復員兵など）があげられなければならない。ソ連を挟んで東西に位置するヨーロッパと東アジアにおいては、濃淡がありながらも、東西冷戦の激化を背景に、これらの三要素が複雑に絡まりながら戦後農業秩序が形成されていくことになる。とくに戦後東ドイツ農業についてはこの三者が密接に絡み合う。戦後の食糧不足のなか、土地改革は東方ドイツ人難民の農民入植政策としての意義を濃厚に帯びることとなった。1946/47年の異常気象による欧州の凶作は、とくにソ連において深刻な飢饉を引き起こしたから（Ganson 2009）、東ドイツではソ連からの食糧援助を期待できるどころではなく、農場接収を通じて家畜や穀物をソ連占領軍に接収される事態となっている（足立2011, pp.64-71, 115）。

これに対し西ドイツ農村の土地改革は、とくにイギリス占領区を中心に政治的な議論の対象にはなったものの、占領区域内に東エルベ的な大農場地帯がなかったこと、東ドイツ土地改革に対抗する立場から所有権保護が優先されたことなどにより、その実施は東部ホルシュタインなどの一部地域を除き、実質的にはほとんど意味をもたなかった（Rosenfeldt 1991）。しかし、都市の機能停止と食糧危機の中で、西ドイツ農村社会がドイツ人難民を大量に引き受けざるをえなかったことには変わりない。東ドイツ農村と同じく、西ドイツ農村も、村落の人口数が地域によっては倍増するほど急激に増加したのである。では、難民たち

はどのように受容されたのか。それは西ドイツ農村をどのように変えたのであろうか。まずはこの点から始めることにしよう。

1) バイエルン農村の政治文化の転換 —エルカー「村の革命」—

戦後バイエルン農村を対象として、この難民のインパクトによる戦後の断絶面を実証的に論じたのが、「村の革命」と題されたP・エルカーの有名な論考である (Erker 1990a)⁹⁾。エルカーは戦後農村構造を変えた長期要因として、通貨改革後の農業機械化の爆発的進展や「産業化された農民」について論じた後に、戦後農村の「よそ者たち Fremde」について論じている。ここでいう「よそ者」は、難民だけではなく、これとは性質を異にする疎開者・復員兵、そして Displaced Persons (DPs 根無しの人々) と呼称された人々—帰還できない外国人労働者や収容所からの解放者など—からなる。食糧危機の時代については、既存の公的権威が崩壊する中で、こうした「よそ者たち」による窃盗行為が大きな不安となっていたことが指摘される¹⁰⁾。犯罪の頻発に関わっては、出兵や戦死による父の不在が戦後の若者たちの「不良化」の要因になったとの指摘も興味深い (ibid, pp.407-408)。

しかしここで着目したいのは、こうした「他者性」を顕著に行使するグループとは異なり、村への定住化を志向した難民たちである。通貨改革を転機とする西ドイツの経済復興により、1950年代初頭から農村難民たちの都市部への流出が始まる。しかしエルカーの議論で興味深いのは、なお、都市の住宅事情が改善されないなか、多くの難民たちは村に残り、通勤労働者—歴史的にペンドラーと呼称される—になったということである。エルカーによれば、占領期にみられた農民と難民の社会的地位の格差は1950年代以後に縮小し、小農的地域では両者の立場が逆転、難民出自の工業労働者たちは村の社会階梯の中で農民を凌ぐ位置にいたという (ibid, p.386)。

こうした動きは、村落の政治文化の変容を引き起こす。バルト海沿岸部の農村出身の難民が多数を占めた北部ドイツ農村とは異なり、バイエルン農村の難民は、シュレージエンやズデーテンなどの中欧地域の出身者が多い。このためであろう、難民たちは農村民であるよりは都市の人々であった (ibid, pp379-380)。かつてナチ統治期の日常史研究が強調したように、伝統的なカトリック村落では、村の名誉は土地所有と「教会への忠誠」に基づいており、村政の要職は主として上層農民たちにより担われてきた。戦後についても、アメリカ占領軍は旧ナチ村長の復職を恐れたものの、村長や参事会などの要職に関しては戦時期との人脈上の断絶は見られないとされる (ibid, p.410)。こうしたなかで村会議員が、新たに統一地方選挙によって決められる事態となった。難民の住宅割当問題、食糧の供出・配給、非ナチ化への協力の問題などの深刻な問題が山積するなか、とくに難民たちの選挙権が認められた1948年の第2回地方選挙では、土着村民たちは難民たちの政治的な影響力拡大を恐れ、過剰反応とも思われるほどの大規模な投票動員を行ったという。ヒルテンフィンゲン村では、長年村長を務めたSが名前を連ねる無党派候補者名簿に対して、対立候補の難民Jの支持者

が、「村の平和のためには村議会に新しい人を！とくに新しい村長を！」と書かれたビラを配布。さらにこれに対抗する形でS陣営が「難民の非教会的で急進左派的な態度」を非難するビラを撒いたとされる (*ibid.*, p. 412)。

エルカーはこうした動きを、両者の対立の先鋭化としては論じない。難民の反応は総じて冷静で村内対立を回避するものであり、選挙結果も村議会での難民議員の比率は11%であり、難民村長が誕生したのは二村にとどまった。しかし、そのことよりもここでエルカーが強調するのは、上記のように都市型の選挙スタイルがもちこまれることによる村の政治文化の変化である。1949年以後、アメリカ占領軍は、アメリカの民主主義のスタイルとしていわゆる「タウンミーティング」を持ち込んだ。ゲマインデ集会の慣行を持つドイツ農村であってみれば、この制度の受容自体は容易であるが、難民たちがここに活発に参加、村参事会 *Gemeinderat* に対して、住宅割当の適正化、村参事会の決定の告知、立法の遵守など、様々な要求や不満をおつけ、それが土着民を刺激したという (*ibid.*, pp.414-415)。

2) ヴェストファーレン農村の難民問題 —エクスナーの農村婚姻行動分析—

このようにエルカーは難民インパクトによる政治文化の変容にバイエルン農村の政治革命の一端をみたが、これに対して難民たちの婚姻行動の分析をとおして、戦後の農民の難民統合のありようを論じたのがエクスナーの旧ヴェストファーレン州ミュンスター地方の農村に関するモノグラフ研究『ヴェストファーレン農村社会と農業：1919-1969』である (Exner 1997)。この書物は、類型の異なる三つのゲマインデを対象として、ワイマール期、ナチ期、戦後期の時代における農村構造の「連続」と「断絶」を、さらには「家と土地所有と親族関係」に基づく「大農層＝名望家支配」のありようの変化を包括的に論じた作品であるが、ここでは、戦後期の農村の婚姻行動に関するミクロ史的な分析に注目したい。もとより一般に「よそ者 *Fremde*」の社会統合において婚姻のありようこそはもっとも基本的な指標であると考えられるからである。

エクスナーが分析対象としたのは、①伝統的な大農を軸とするカトリック村落(オットマースボッホルト村)、②中農を軸としつつも「労働者農夫」形成がみられるカトリック村落(ヘーク村)、③大農は存在せず小農と労働者からなるプロテスタント村落(レーディングハウゼン村)の三村落であり、それぞれについて村政・婚姻行動・任意団体(射撃クラブ・サッカー)の変化から、村落社会の変化が論じられている。これらの村落の選択と類型化は、ドイツ村落の難民の社会統合に関しては、宗派と階層性によりそのあり方が大きく異なると考えられたためと思われる。ちなみに、宗教史的な観点からみると、戦後農村の大量難民の流入は、宗教戦争終結以来、地域ごとに単一宗派で構成されることになったドイツ農村が、はじめて異なる宗派の人々を村落内に受け入れることを意味した。

一般に戦後ドイツでは、男子の大量戦死により、婚姻問題は農家相続を左右する重要問題となる。女性過剰であることもあり、土着女性と難民男子の婚姻が戦後に特徴的な結婚パター

ンとなる。こうした観点からみた場合、エクスナーの事例分析でなにより興味深いのは、カトリック大農村落とプロテスタント小農・労働者村落の結婚パターンが明確に異なる点である。カトリック大農村落のオットマースボッホルト村では、「土着+難民」婚56件のうち「大農娘+難民男子」の婚姻は4例のみであり、難民男子と結婚するのはほぼ土着の下層出自の女子に限定される (*ibid*, p.324, 340-341)。また、「妊娠婚 Mußehe」の内訳を見ると、プロテスタントの難民男子が関わるケースがもっとも多い。これは婚外生児がタブー視されていることを意味するが(婚姻による婚外生児問題の解消)、同時に難民男子が「妊娠婚」に持ち込む戦略をとった結果ともいえ、その点で異宗派間の婚姻タブーがなお存在していたことも示している。婚姻にさいして難民男子がカトリックに改宗する事例があることがこれを裏書きしている (*ibid*, pp. 344-345)。

これに対してプロテスタント小農・労働者村落のレーディングハウゼン村では、一般的な「土着女+難民男」婚が3分の2を占めるものの、大農村落のような宗派規範や婚外妊娠タブーに基づく他者排除の傾向は明らかに弱い (*ibid*, pp. 326f, 342f, 346f.)。政治的にもこの村では戦後に労働者政党である社会民主党の躍進がみられた (*ibid*, pp.210, 284)。労働者ミリュウの優位が、難民の人々の早期受容を可能にしたのである。これはエルカーがバイエルン農村で論じた村の政治文化の革命に重なる状況であろう。

戦後の村の政治支配の変化に関しては、エクスナーはカトリック村落の事例分析によりつつ、大農支配の復活が生じたにとらえる。逆に言えば、ナチス統治期を村政への下層の進出がみられた時期とし、敗戦をその終焉とみなしている。その意味では、上記の小農・労働者村落を別として、バイエルン農村を対象としたエルカーの近代主義的な「民主化による同化」論とは大きく異なる。エクスナーは、婚姻行動だけではなく村の各種委員会や各種クラブの変化についてもあわせて分析を行っているが、対象とする村落社会に大きな変化が生じたのは、占領・復興期ではなく、1950年代後半から1960年代のこととしている。村政に関しては、1961年の管区議会選挙において、有力難民家族オルプリヒ家のフーゴが新人当選者4名のうちの一角を占めたこと、かつ残りの3名のうち1人が無名のセールスマンであったことが注目される。エクスナーはこの選挙を機に村政の政党化が進行したと評価している (*ibid*, p.183)。クラブの分析でも、同時期に土着民により構成された排他的な射撃クラブが衰退し、代わって難民層も参加するサッカー・クラブが戦後の新しいクラブとして登場したとしている (*ibid*, pp. 420, 426)。このようにエクスナーは、1960年前後の新中間層の生活文化の浸透にこそ戦後農村社会の画期性をみているように思われる。

3. 戦後食糧危機から欧州共通農政へ —ドイツ農業の欧州統合—

戦後農業の変化は、こうした農村社会の変化や、機械化・化学化・装置化に代表される農

業技術革新の進展にとどまらない。当然ながら農政にも大きな変化がみられる。現在の日本においてヨーロッパの農業政策は、ほぼEU共通農政として語られるのみであり、固有なものとしてのドイツ農政を論じることはほとんどみられなくなっている。この点は、とくに近代農政の誕生がもたら国民国家の政策として論じられてきたことを思うとき、その落差の大きさに驚かされる。現代的な国民的農政が一保護主義の農政としてドイツで成立するのは、1879年のビスマルクによる保護関税の導入（いわゆる「鉄とライ麦の同盟」）を嚆矢とする。その後、第一次大戦、世界恐慌を経て、ナチス・ドイツの統制経済において、一国的な保護農政は頂点に達した。ただしナチ第三帝国の食糧アウトアルキー政策に支えられてのことではあったが（足立2013）。これに対して、現在のEUにつながる欧州経済共同体は、石炭・鉄鋼部門とともに農業・食糧部門を重要な柱として、1957年のローマ条約により設立された。先に述べたように欧州共通農政は、翌1958年のストレーザ農相会議において制度が整えられる。これ以後の西ドイツ農政は、欧州共通農政、連邦政府、各州政府の三重構造の中で展開されることになるのである。従って、占領期と復興期は、戦時の「一国的／帝國的」農政から欧州共通農政の過渡期にあたることになる。

欧州共通農政に関しては、日本の国内外を問わず、EEC、EC、EUの各時代をとおして膨大な研究の蓄積があるが、多くは同時代の制度に関わる研究であり、共通農政形成期の歴史研究は必ずしも多いとはいえない。またその多くは欧州通商交渉史として記述され、各国農業や農業団体の反応までふまえた全体史的な研究は少ないままであるという（Patel 2009, pp.10, 15-18）。しかし一国的農政から共通農政への「飛躍」の歴史的意義を論じるためには、戦後の深刻な食糧危機経験や、1950年代の社会政策的な農業・食糧政策がいかなるものであったのか、それが欧州共通農政にどのようにつながっていくのかが明らかにされなければならないだろう。この問いに答える手始めとして、まずは、占領期の食糧危機研究、および1950年代から60年代に関する欧州農政研究を繙いてみることにしよう。

1) 米英占領区の食糧政策と農民の対応 —エルカー『食糧危機と戦後社会』から—

戦後西ドイツ農政を語る上では、戦時末期から占領期にかけての食糧危機の経験が重要な意味をもつ。この食糧危機の背景としては、第一に、敗戦によるドイツ国家の解体に伴い食糧供給制度が機能不全に陥ったこと、これに対して東方ドイツ人難民の大量受け入れにより扶養すべき人口が急増したことがあげられる。さらに、第二に、1946/47年の欧州凶作により世界的な食糧不足が生じたこと、かつ、そのもとでもドイツに対する報復感情が戦勝国の世論で支配的であったことがドイツへの食糧援助を難しくしたこと、これらも短期的な要因として重要であった。そして、第三に、なにより構造的な問題として、戦後の東部領土の「喪失」と東西分割により、主要食糧供給地であった東エルベ農業地帯を「喪失」したことが忘れられてはならない。前二者の要因にみるように、戦後西ドイツの食糧危機は占領政策の成否を左右する重要問題であったが、同時に農村社会秩序再編の問題とも密接に絡んでおり、また

占領期に関する集合的記憶の核となる経験ともなった。そして、第三にあげた構造的な要因こそは、冷戦体制の形成と相まって、農業・食糧構造全体の欧州次元での再編を要請するものであったといえよう。

占領期の食糧政策史の代表的研究は、前節でも言及したエルカーによる『食糧危機と戦後社会—バイエルンの労働者と農民：1943-1953』（1990年）がある（Erker 1990b）¹¹⁾。その目的は、占領期を戦後民主化の出発点として肯定的に解釈する通説に対して、これを戦後神話として相対化すること、とくに通貨改革以前の占領政策のありようを批判的に論じることである、と書かれている。われわれの問題関心からは、とくに食糧危機の社会的実態をふまえて、戦後食糧政策と農民の行動を具体的に論じている点が注目される。

戦後の食糧危機が、いわゆる「ドル条項」と密接に関わっていたこと、さらには戦後ドイツの経済復興が西欧諸国の経済復興と密接に関わるものであったこと、これらは邦語文献でも、古内博行（1998）の論考においてすでに明快に論じられているところである。「ドル条項」とは、ドイツからの輸出はドル決済のみとする連合国管理理事会の決定である。食糧輸入はドル決済においてのみ可能となるが、そのドルは石炭・木材・鉄屑などの原料輸出を通じて獲得するしかない。アメリカにとっては欧州全体をドル決済圏に組み込む効果を狙ったものであり、イギリスにとっては占領政策の財政負担を極力軽減したい思惑があった（古内1998, pp.104-105）。しかし、当時の決定的なドル不足のもとでは、それは欧州内貿易を単に阻害したにとどまらず、ドイツ各州にとっては十分な食糧輸入ができないことを意味し、結果的に1946/47年の食糧危機を深刻化させてしまう効果をもった。その結果、食糧をめぐる北部工業地帯と南部農業地帯の対立を醸成させつつ、1947年5月、ルール炭鉱労働者の食糧デモを惹起させるに至ったのである。占領政策の危機に直面したアメリカ本国政府は、すでに1946年2月のフーバー大統領のドイツ訪問時には「西ドイツの農業国化＝食糧国内自給政策」の転換を決断。奇しくも戦後日本の食糧援助と軌を一にするかのように、1946年末よりガリオア資金による食糧援助が開始されたのである（Erker 1990b, pp.57-60）¹²⁾。その後の通貨改革とマーシャルプランで西ドイツが急速な経済復興に転じ、「経済の奇跡」の1950年代を迎えるのは周知の通りである。

古内は、こうした「ドル条項」をめぐる経緯の中に、欧州復興が西ドイツの復興を中核としかありえなかったこと、いわば戦後ドイツの西欧化の経済的条件をみている。これに対してエルカーのバイエルン農村の分析で興味深いのは、農産物強制供出に対する農民の反発の強さが強調されていることである。戦後の食糧危機の時代においては、東ドイツはもとより、西ドイツでも戦時の食糧供出・配給制度が各区の占領政府によって事実上継承された。戦後日本の経験から容易に想像できるように、西ドイツにおいても既存国家権力の崩壊に伴いヤミ経済が一気に拡大するなか、食糧の供出・配給制度が機能不全となり、農産物の強制供出が実施された。日本と異なる点で興味深いのは、米占領軍が、これはナチスの食糧増産政策と発想が同じなのだが、国内での食糧自給の向上のために「酪農から耕種農業への転換」を

方針として作付け強制政策を実施しようとしたこと、具体的には作付計画に基づきジャガイモなどの作付面積を各村に割り当てたことである。しかし、これに対しては当事者の農民のみならず占領区の各州政府も強く反発。1946年秋の占領軍巡視報告において、「計画ではジャガイモの15～20%増、穀物6%増が記されたが、多くの村では紙の上の話にすぎ」なかったとされる（Erker 1990b, pp.155-159）。

これは占領軍の食糧増産政策が農民の現実とは相当に遊離していたことを示す象徴的な出来事と解釈できるものであろうが、その他の点でも農民たちの農産物統制に対する反発は強烈な印象を与える。1947年4月の報告では、住民たちが棍棒で武装し、役人に対して罵声を浴びせ、農場への立ち入りを阻止し、「差押え委員会」は警察の保護なしでは農場に立ち入ることができない状況になった、人々は「ゲシュタポのやり方だ!」、「共産主義と同じだ!」と叫んだという（*ibid*, pp.161-162）。さらにまた、ある食糧官の報告によれば、「1948年初頭には調達政策は完全に破綻し、占領軍の支援なしには供出はまったく不可能」な状況に陥った（*ibid*, pp.163-164）。ここからは穀物供出に対する抵抗がかなり広範囲に及んでいたこと、抵抗の言説として反ナチズムと反ボリシェビキが前面に押し出されていたことがわかる。

むろん、類似の状況におかれた戦後日本と比べると、ドイツ農民のこうした反発をどの程度のもと考えたらよいか、その評価は難しい。しかしすでに戦時ナチスの農産物統制自体が、農民の私的利害を否定するものではなく、それを敏感に汲み取り誘導する形ではじめて十全に機能していたことを考えれば（足立 2013, pp.286-302）、占領期といえども、農民たちの経営的合理性を抑圧する形で農村統合を果たすことが無理であることは自明であろう。さらに言えば、そうした農民たちの行動が私的利害に基づくものであったからこそ、通貨改革後の早期の食糧生産の戦前水準への回復や、さらには50年代の顕著な農業生産性の向上が可能であったとも考えられるからである。

1949年の建国と同時に誕生したアデナウアー政権は、以上のような西ドイツの経済復興の中での食糧安定供給という課題と、他方での農民・農村の社会統合の課題を果たさねばならなかった。前者は戦後の食糧危機のみならず、1948年のベルリン封鎖のインパクトも大きい。ベルリン封鎖は冷戦激化の中での食糧確保の重要性を人々の脳裏に焼き付けたからである。後者の農民政策に関しては、アデナウアー政権は、占領期に反発の強かった農産物統制制度を配給制度とともに早期に撤廃する一方、1949年から1950年にかけて、穀物、砂糖、牛乳・油脂、食肉などの基礎食糧に関する一連の価格保証制度を導入した。クルーゲは、これをワイマル末期のブリューニング農政の農産物市場統制への復帰と捉えている（Kluge 2005a, p.50）。さらに後述するように1953年には「農地整備法 *Flurbereinigungsgesetz*」も成立している。こうした一連の経緯ののちに、1955年に農業基本法が成立することになるのである。

2) 農業基本法から欧州共通農政へ — パーテル『意志に反しての欧州化』 —

1955年農業基本法は、経済復興を背景としたアデナウアー政権の一連の農業政策を、農民的家族農業理念—冷戦激化のなか東ドイツ農業集団化を強く意識した理論である—に基づき体系化したものといえる。しかし、それは欧州経済統合の協議が本格化する時期にも重なっていたことに注意しなければならない。クルーゲの記述によれば、1955年1月、EECの母体となる欧州経済協力機構 OEEC の閣僚会議において、「農業市場組織のための欧州会議を OEEC の枠組みで行うこと」が確認された。また、同じく1955年には独仏通商条約が締結され、1955～58年まで両国経済関係が安定化するが、この間も政府間レベルで、独仏間の農業部門の協力がすすめられたという (Kluge 1989, p.217)。そして EEC 設立の画期となった1957年のローマ条約 (3月調印・7月批准) のなかで、欧州共通農業市場の創設が謳われたのである。これをうけ、翌1958年7月にイタリアのストレーザにおいて加盟6カ国農相会議が開催され、共通農業市場制度の骨格が定められた。この会議で、12年間に関税同盟形態での共通農業市場を作ること、また当面の措置として1959年までに国内関税の10%引き下げと、輸入割当の20%引き上げが決められたのである (Ruge 2014, p.100)。会議では農業構造改善と価格市場政策が議論の焦点となったが、全体としては市場主義的な農政を求めるオランダと、保護主義的な農政を求めるフランスとの対立を軸にドイツが中間に位置するという配置であったという (Patel 2009, pp.102-105)。

こうした欧州共通農政形成過程に至る従来の研究は、先に触れたように国際関係史的な観点からその交渉過程を詳細に辿るものが主流をなしてきた。しかし、この過程は、東西冷戦に関わる国際的な政治・防衛問題、欧州内の経済通商問題、アメリカの過剰農産物処理問題、国内の農工間の所得格差拡大など、一国内の農業・食糧問題の枠組みをこえる様々な要素が複雑に絡み合っており、その錯綜した過程を読み解くことは容易ではない。そのせいもあるが、共通農政に関する歴史研究は意外に少ないのが現状である。

その中で近年のまとまった研究書としては、パーテル『意志に反しての欧州化—EEC 農業統合におけるドイツ：1955～1973年』(2009年)があげられる (Patel 2009)。この書物もまた、「戦後西ドイツ農政史」研究が、西ドイツ史学のなかで不当に軽視されてきたことの批判から出発する。パーテルは、共通農政が EEC の最も強く共通化された領域であったこと、農業部門ほど国民的な権限が「超主権国家的」な次元に移った部門は他にはないこと、また現在農政ほど高コストのプロジェクトはないことを指摘して、欧州統合史における共通農政の史的分析の重要性を強調するのである (*ibid*, p.10)。分析視点としては、従来の「国際関係史さらには国境横断的な歴史」的研究ではなく、欧州農業統合における西ドイツ国家の役割に分析の焦点が当てられる。ただし、そこに登場する西ドイツ国家とは、人格的には政治家や農政官僚、そしてドイツ農民同盟などの農業団体代表者に体现されており、農民や消費者の主体に関わる分析はなされていない。その意味ではあくまで政策過程論であり、日常史・社会史はもとより、農業経済史な著作ではない。

残念ながら、本稿ではパーテルのこの大著を論じるだけの準備がない。以下、ここでは長期的視点から見たときの欧州共通農政の歴史的意義がどう論じられているかについて、特徴的と思われる点について簡単に言及しておくことにしたい。

近代欧州農業史において、世界穀物市場が形成されるのは19世紀末の農業大不況のときである。このときの各国農政の対応が、自由貿易主義のイギリス帝国、高度集約作物に特化するオランダ、そして農民保護政策への転換を図ったドイツ・フランスに分れたことは周知のことである。パーテルは、こうした19世紀末以後の欧州農業の分岐が、1958年のストレーザ農相会議の合意によって「欧州農業市場」という一つの枠組みに収斂したとし（ただしイギリスとデンマークはこの時点ではEECに不参加である）、これを高く評価している（*ibid*, p.503）。むろん、このことは加盟6カ国の域内農業の多様性を否定するものではなく、各国間の思惑も異なるものであった。欧州共通農政は、なにより過剰穀物問題を抱えるフランス農業利害の主導でおこなわれた。それは戦後の植民地独立によるフランス植民地帝国の崩壊と裏腹の関係でもある¹³）。フランスとオランダは、農民保護と自由主義との違いはあれども、欧州農産物市場の確保で財政負担軽減を目的としていたことは言を俟たない（*ibid*, p.504）。

パーテルは、戦後ドイツ農政史の文脈でも、ストレーザ農相会議の意義を強調する。パーテルは、それ以前の西ドイツ農政は、「生産力主義（増産）と農民保護主義」を基調にしていたという点で、基本的には第二帝政期以来の連続性のうえにあり、農工間所得均衡と家族制農業の堅持を基調に掲げた1955年農業基本法も同じ線上にあったと理解している。ストレーザ農相会議はこうした政策を終わらせ、国民国家を超える農政を誕生させたのである（*ibid*, pp.110-111）。欧州共通農政も域内の食糧安定供給と農産物価格保証を謳っている点では農民保護主義的であるはずだが（ドイツ農民同盟がこれを受け入れたのは、むしろそこに保護農政の連続性をみただけに他ならないであろう）、それにもまして、欧州域内に限定されるとはいえ、農産物市場が欧州単位で制度化されたのである。その画期性をパーテルは重視するということなのである。

3) 構造改革をめぐる受容と反発 —マンスホルト・プランをめぐる—

一方での家族制農業の堅持と、他方での広大な域内農産物市場の誕生、そしてこれをテコとする農業構造改革の加速化。こうしたなか、1960年代に入ると「脱農民化」過程が一気に進むが、その矛盾は、一方での価格支持に基づく域内農産物過剰問題と、他方での共通農政の農業構造政策に対する農民たちの反対行動になって現れることとなる。そのピークがいわゆるマンスホルト・プランをめぐる対立の表面化であった。1971年2月、西ドイツの首都ボンに5万人の農民が集結、「マンスホルトが統治し、農民は野垂れ死ぬ！」と書かれたプラカードを掲げて大規模なデモ行進を行ったのである（Turk 2012, pp.179-181）。

ツウルクの論考「マンスホルト時代における EEC 委員会の農民像：1958-1972」（2012年）は、この間のEECの農業理念の内容と変遷を論じたものである（Turk 2012）。よく知

られるように、欧州共通農政を長期にわたって主導したのはオランダ人のシッコ・マンズホルト *Sicco Mansholt* である。マンズホルトはオランダ農相としてのキャリアを評価され、1958年のストレーザ農相会議においてEEC農業委員会の委員長として会議を取り仕切った人物である (*ibid*, p.182)。農産物輸出国オランダが域内における農業の自由化を求める立場であったことは先に述べたとおりであるが、すでにこの時にマンズホルトは欧州農業構造改革構想をもって会議に臨んだとされる。その趣旨は構造改革によって農業を工業化することである。東欧農業集団化に対する対抗を意識しつつ家族経営こそが農業経営の最適な形態であるとする一方で、マンズホルトは非効率的な経営の市場からの撤退を強く支持した (*ibid*, pp.184-185)。ここでは域内農業市場の制度化にとどまらず、さらに市場原理の作用に基づく構造改革をとおして、欧州農業経営の標準化を志向していたといえようか。ただし、1960年代初頭の欧州共通農政は、アメリカなど世界市場の圧力から欧州農業市場を守ることに力点が置かれていた。このためEECは「構造改革なきままの高水準の価格調整」を余儀なくされたのである (*ibid*, p.190)。

論争が生じたのは、過剰問題が深刻さをますなか、1968年12月21日にマンズホルトが「農業改革のための覚書」をEEC閣僚会議に提示したことに始まる。それは農業経営統合などによる規模拡大により近代的企業的経営をつくること、その反面で加盟国の農業従事者を半減させることなどを趣旨とする提言であった。しかし、農民たちがその急進的とも言える内容に対して「伝統の破壊」として強く反発、その結果、上記のボンの大規模農民デモを引き起こすにいたるのである。この論争自体は、各国政府がマンズホルト・プランに消極的な態度を示すことで終息したとされる (*ibid*, p.191-195)。しかし、1972年には当のマンズホルトがEEC理事長に選出され、長期的には70年代から80年代にかけて構造改革が進展、とくに西ドイツでは農業経営の規模拡大が急速に進むことになった¹⁴⁾。

ツウルクはマンズホルト・プランの改革理念を「1960年代の計画ユーフォリア」の産物であり、したがって欧州の農業の多様性の視点を欠落させたものと評している (*Turk* 2012, pp.193-194)。歴史的視点なき農業設計思想であったという点では東ドイツの農業集団化の理念と類似しているのが大変興味深い。その意味では、ツウルクの論考もまた、戦後農政の「成功神話」を相対化するスタンスに立つものといえる。

この「相対化」視点をもっとも強く意識し、農民主体の経験の方に焦点をあてたものがリュウゲ「欧州とわれら故郷の農業：欧州統合文脈におけるシュレスヴィヒ・ホルシュタイン農業の構造転換」(2014年)である (*Ruge* 2014)。この論考は州農民同盟発行の『シュレスヴィヒ・ホルシュタインおよびハンブルク農民新聞』(1947年創刊、48年より週刊)の記事を素材に、欧州共通農政に関わる州農業構造転換に対する人々の意識を分析しようとしたものである¹⁵⁾。ここでは、戦後農業を成功とする学術的な評価に対して、当事者の人々がこれを「喪失の経験」と認知していること、その落差の大きさが、この論考の主題を選んだモチーフであることが明記されている。ここで具体的に想定されているのは、1970年代以

降に急激に進展する「構造政策＝規模拡大路線」により離農を余儀なくされた人々であろう。

シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州農民のマンズホルト・プランに対する反発は、先のボンの5万人農民デモに先立つ1969年12月、キール市内の「バルト海ホール」にマンズホルトを招き説明会を開催しようとしたところ、この企画が農民の抗議でボイコットされたことで顕在化する。説明会を実力で阻止した後、農民たちは市内をデモ行進した。デモ時代は統制がきいたものであったとされている (*ibid*, pp.103f.)。

リュージェは上記の『州農民新聞』に記載されたこのデモに関する農民の投書を見ることで彼らの意識のありように迫っている。紹介されているのは三通の投書であるが、いずれもマンズホルト・プランがもたらすものに対して批判的な立場にあるものであり、従ってキールの農民の行動を擁護するものである。「価格を引き下げることによって野蛮な形で経営を放棄させ、離農させようとしている」との言い方にそれが直裁的に表現されていよう。しかし、注目すべきは、投稿者たちは欧州統合そのものには決して反対していないということである。リュージェの分析では、彼らは欧州統合の政治的意義は理解しているのであり（東西冷戦の深刻さを理解するという意味であろう）、それを既定路線として容認しているのだという。農民たちの批判の要点は、統合に伴う負担が農民にのみ押しつけられていること、その意味で農民たちが欧州統合の犠牲者とされることにある。リュージェはここに農民たちが絶望と孤立を深めていたさまをみている (*ibid*, pp.106-107)。

こうしたマンズホルト・プランに対する反発と受容のなかで、繰り返しになるが、結果的には、1970年代中葉以後、農業構造の転換が急速に進むこととなった。過剰な欧州農業市場への適応過程として、農民的経営の消滅と高度資本集約的な企業経営が形成されるのである。しかし、欧州共通農政は、主として農産物市場政策を通じてこの過程を加速させる要因として作用するにすぎない。他方で市場政策の権限を制約された国内農政は、すでに1950年代より基盤整備事業を中心とする構造政策を重点的に進めていた。戦後の西ドイツ農村の構造改革の受容のありようを全体として理解するには、欧州次元の農政だけではなく、再度1950年代にもどって、ローカル世界での農政の実態、とくに各郡レベルでの重点的に実施された農村開発政策のありようの実態を明らかにしなくてはならない。

4. 入植政策から構造政策へ ―農地整備事業 Flurbereinigung の農村景観史研究―

1) 農民入植政策 ―戦時から戦後へ―

農業構造政策とは、市場経済に適応した近代的農業経営を国民国家の農政をとおして実現することを目的とするものである。その観点からすると、やや乱暴かもしれないが、ドイツ農業構造政策は第二帝政期の内地植民政策にまで遡ることができる。嚆矢をなすのが1886年の「プロイセン内地植民法 Preußische Ansiedlungsgesetz」であろう。よく知られるよう

に、プロイセン邦国により設立された「地代銀行 *Rentenbank*」を通じてユンカー的な大農場を分割し自立的な農民経営を作り出すことを意図した政策であった。これは人口政策的には、外国人季節労働者依存型のグーツ村落を人口扶養力の高い農民村落に改造することであり、従って東部ゲルマン化政策でもあったが、同時に非効率的な大農場を分割して現代的農民経営を創出するという意味で、現代的農業構造政策の端緒であったといつてよい。この立法はワイマール共和制初期の1919年に「ドイツ帝国植民法」へと改正される。これにより内地植民法から第二帝政期の民族政策的要素が払拭され、「農民入植政策」に純化されることになった（足立 2011, p.578; 足立 2012, pp.42-43）。あまり知られていないが、例えばメクレンブルクでは州政府の農林省に入植課が設置され、これを軸に私的な開発会社も巻き込みながら、戦間期にはある程度の広がりでも農民入植政策が実施されている¹⁶⁾。

こうした農民入植政策の系譜は世界恐慌期の「東部救済政策 *Osthilfe*」まで続く。大きな変化が生じるのはナチス農政期である。1935年には食糧・農業省内に「ドイツ農民の新形成」課が設置され（*Stoehr 2002, p.75*）、以後「ドイツの新農民形成」を掲げた人種主義的な農民入植政策が展開されることになる。同年には「帝国国土計画局 *Reichsstelle für Raumordnung*」も設置されている点も、空間設計思想の制度化という点で見逃せない（*Henkel 2004, p.276*）。さらに1937年に「帝国耕地整理法 *Umlegungsgesetz*」が成立している。これは各州レベルであった農地整備法を全国レベルで標準化したものであった（*田山 1988, pp.399-448*）。こうした一連の経緯にみられるように、おおよそ1935年前後を画期として、農民入植政策は、単なる農民経営の創出から農村景観全体を新設計するものへと変化したのである。政治的には、この過程は、東部総合計画の立案者であるマイヤーが農民入植政策の主導権を握る過程でもあった（*Stoehr 2002, pp.73-83*）。同時に、この時期においては南西部の過小農地帯が農業構造改革の対象とされている。西部国境地帯の再整備や、過小農のドイツ東部への農民入植運動と絡められつつ、南西部ドイツの農地整備事業—規模拡大と村落再整備—が構想されたのであった（*Mai 2002*）。

ナチスの農民入植政策は、既存のドイツ農村の改造を対象とするよりは、干拓地や占領地などの「新開地」を対象とした農村空間の設計・創造であった点でワイマール期のそれとも戦後西ドイツとのそれとも異なる¹⁷⁾。これに対して、戦後西ドイツの農業構造政策は、ナチ政権では全体として構想止まりだった過小農経営の整理を現実化したにとどまらず、それが農村空間の再整備と一体的に進められた点に大きな特徴点がある。先述のように市場政策を通しての構造改革は共通農政に委ねられたため、国内農政は農村の基盤整備に重点が置かれた。その中心政策である農地整備事業は、連邦予算の支援のもとで州政府が主体となって長い期間をかけて実施されていく。家族制農業を基本にした西ドイツであったが、現実には東西分割による東エルベ農場地帯の喪失より、東ドイツとは対照的といえるほどに、南西部の分割相続地帯を中心に多くの過小農経営を戦後に抱えることとなった。農地整備事業こそは、西ドイツ農政にとって東ドイツの農業集団化に対する代替的な農業の未来像を示す事

業であったとまでいわれる所以である (Kluge 2005, p.99)。

さてドイツ農業史研究において、農民入植史研究は長きにわたって等閑視されてきた領域であった。シュテールによれば、戦前期のこの分野の有力農政家のゼーリングについての言及が、戦後文献においては脚注で言及されるにすぎなくなるほど、入植史研究は長期に停滞したのだという (Stoehr 2002, p.57)。ところが、注目すべきことに、近年になって環境史的視角からの新しい農業史研究の潮流と、他方での人種的なナチス農村政策に対する新たな関心の高まりを背景に、当該期の「農村地域計画」研究の活性化がみられるのである。このうち、ナチ統治期・戦時期に関するもっとも包括的な研究は U. マイの『人種と空間—ナチ国家の農業政策・社会および地域計画—』である (Mai 2002)¹⁸⁾。これに対して、戦後の農地整備史に関しては、なおまとまった研究書はでていない。ただし個別論文としては、ヴェストファーレン農業環境史の大著であるデイト他編『農業近代化と環境的帰結—18～20世紀のヴェストファーレン—』(2001年)¹⁹⁾に、戦後の農地整備事業を主題とする論文が三本所収されていることが注目される²⁰⁾。以下このうち、戦後農地整備事業を通観したヴァルターの論考 (Walter 2001) と、自然保護主義者の農地整備事業の言説のありようを論じたオーバークローメの論考 (Oberkrome 2001) を検討してみたい²¹⁾。

2) 西ドイツの農地整備事業研究 —ヴァルターの論考から—

さて最初に取り上げるヴァルターの論考は、戦後西ドイツ農地制度史における「農地整備事業」の重要性を強調した上で、その時期区分を行い、各期の特徴を検討することを目的とした論考であり、いわば戦後農地整備史の通史として読むことのできる論考である。以下、その時期区分の仕方を踏まえた上で、全体を通観することでみえてくる西ドイツ農地整備事業の特徴点をみてみよう。

さて、まずヴァルターは戦後農地整備史を大きく、第1期の1945～1953年（「再建と強化の時代」、第2期の1954～1973年（「経済的飛躍と古典的農地整備の時代」、第3期の1974-1983年（「新しいエコロジック的認識の局面」、そして第4期の1984～1990年（「エコロジーの議論と土地制度の停滞の時代」）の4つの時期に区分する (Walter 2001, p.288)。第1期と第2期は1953年農地整備法で、第3期と第4期は1976年農地整備新法によって区分されるが、全体の分水嶺は、第2期から第3期への移行期にあたる1970年代初頭にみている。すなわち、1968年運動や石油ショックを背景としつつ、この時期に農地整備事業への反対運動が顕在化、これを受けるかたちで農地整備事業の「エコロジー的転回」が生じたとしている (*ibid.*, pp. 299-302)。本稿の関心から興味深いのは、この「転回」の時期が、欧州共通農政のマンズホルト・プランの対立の顕在化と軌を一にしている点であろうか。ヴァルターはマンズホルト・プランが脆弱農民経営の整理だけでなく、共通農政の下での過剰生産力の処理を、具体的には限界地の林地・保養地・自然公園への転用をも提案したことを指摘するのを忘れていない (*ibid.*, p.292)。これに対して、1953年法の方は、理念上は1937年「帝

国耕地整理法」の連続性において捉えられている²²⁾。

とはいえ、第2期において農地整備事業が大きく進んだことは明らかである。すでに、1966年時点で農地整備事業は全経営面積1400万haのうち710万haに対して行われ、さらに第二次農地整備において340万haが追加され、結果的に農地全体の約75%が整備の対象になったとされる (*ibid*, pp.290-291)。構想偏重だったナチス時代に比べ、実績の点で顕著な「成果」をあげたことは明らかであろう。農地整備事業の主体は州政府であるが、連邦から多額の財政支援が与えられたことが事業促進の大きな要因となった。田山はこの点をとらえて、国土政策の要素が付与されたことの現れとみている (田山1988, p.641)。

第2期の農地整備事業において具体的になされたことの第一は、文字通り農地基盤の強化であった。農地団地化・土壌改良・圃場整備 (灌漑・排水)・農道整備をとおしての経営合理化と生産性の向上がめざされたのである。欧州復興計画 (ERP: マーシャルプラン) の資金が一部に投入され、基盤整備には大型重機が充用された (Walter 2001, p.291)。この点は、世銀融資をテコに農地開発機械公団が設立され、それが農業基盤整備を担った戦後日本の土地改良事業と類似点が多い。

しかし、第二に、日本と西ドイツの決定的な差異は、西ドイツの場合、先に指摘したように、農地整備事業の対象が農地に限定されるものではなく、居住空間である村落を含めた地域空間全体が整備対象とされたことであろう。その典型的な例を、北部シュレスビヒ地域を対象とする「北部開発事業」にみることができる。これは戦後西ドイツの代表的な辺境地帯を対象とした農村総合開発事業であるが一デンマーク国境政策としての意義も付与されたこともあり多額な連邦予算が投下されている一、この事業の具体的な内容をみると、その中核に農地整備事業がおかれていることがわかる (Alden/Lehmann 1987)。

村落整備は同時に農場化を伴う経営規模拡大と結びつけられた。一般的な集住型村落に関してだが、構造改革で土地集積を志向する専業農民は村外に転居して孤立農場を構えた。これに対して規模拡大に適応できない小農は離農を余儀なくされ、場合によっては村外に転居した。村の住居数を減らすことで一戸あたりの空間を増やすことが意図され、モータリゼーションに対応するように集住村落内の生活道路も拡充された。こうして全体として村落と農業の関係は希薄化し、村落は農的色彩を帯びつつも居住空間に純化したともいえなくはなからう。農地整備事業は「単なる交換分合ではなく、居住空間を含めた農村計画 *Raumordnung* のより包括的な整備を政策課題」としたのであり、これらを通じての農業経営の改善、労働投入量の減少と経営コストの軽減が図られたとヴァルターは指摘する (Walter 2001, p.291)。ヴァルターは構造政策について直接には論じてはいないけれども、西ドイツの農業構造改革による専業的経営の生産性向上は、経営的合理性である以上に、なにより農村の空間的合理性の賜物であったといっても過言ではないのである。

第三に、こうした村落空間の合理化と一体化した農地整備事業がなされた背景には、1950年代において農村景観がすでに公共的な関心事として認知されていたことがあった。ヴェス

トファーレン州では、1947年に「景域保全課 *Landespflege*」が設立され（Oberkrome 2001, p.519; Tenbergen 2001, p.538）、すでに1948年には農地整備事業と景域保全事業は共同で行うようになっている（Walter 2001, p.293）。また、農地整備法が施行される1953年には、同様の内容をもつ「農村基盤整備課 *Landeskulturamt*」の行政令—「農地整備計画における景域保全施策に関する理解」との件名が付けられていた—が発布されている（*ibid*, p.293）²³⁾。こうした動きを担ったのは、とくに1935年の帝国自然保護法を画期とする自然保護主義者たち—行政官や教師など教養市民層からなる「自然保護受託人」の系譜につながる人々—であったことは十分想像できよう²⁴⁾。ただしヴァルターは、後述のオーバークローメとは対照的に、「景域保全 *Landespflege*」の考え方は、道路や用水路の「附属植物 *Begleitpflanzung*」のなかに反映されたけれども「エコロジー的な考え方とはなおほど遠い内容」としており（*ibid*, p.293）、第1期、第2期の農地整備事業における環境政策的要素に対する評価は総じて低いように思われる。

3) 農地整備事業と自然保護思想 —オーバークローメの論考から—

この最後の論点に関わって、1950年代の「農業合理性」と「景域保全」の相克に焦点を当て、この時期における自然保護主義者の言説を思想史的観点から分析したのがオーバークローメの2001年の論考である（Oberkrome 2001）。

オーバークローメは近代ドイツ郷土保護運動の研究の第一人者である（Oberkrome 2004）。そのせいでもあろうが、この論考も、自然保護主義者の農地整備事業批判が第二帝政期の自然保護・郷土保護運動家たちの「耕地整理」批判まで遡ることができる」と指摘するところから筆が起こされている。彼らは当時の「耕地整理事業 *Umlegung*」を、市場経済志向の農業経済学による「大地の無制限な幾何学的改造」とみなし、第二帝政期の野蛮な時代精神の象徴としてこれを批判したという。ただしオーバークローメはナチ統治期を含め、あくまで農業生産性の追求が農政の基本であって、自然保護主義者の考えが政策的に顧みられることはなかったとしており、戦前期におけるエコロジー思想の社会的影響力は小さかったと述べている（Oberkrome 2001, p.509）。

これと対照的な位置付けを与えられるのが1950年代である。この時期こそは、強力に進められる農地整備事業をめぐって、これを肯定する人々（農民＝農村整備課）と、自然保護・郷土保護の観点から反対する人々（自然保護主義者や景観論者）の対立が初めて顕在化した時期だとしている（*ibid*, p.510）。1970年代のエコロジー的転回を重視するヴァルターと比較すれば、農業環境史における50年代の農地整備事業論争の意義を重視する点が、この論考の第一の特徴といえるであろう。

注目すべきは、この環境史における1950年代の画期性は、当該期の「農業・農村革命」認識とも連動していることである。第二節で言及したエルカーの「村の革命」論は、戦後の構造変化を促した二大要因として農業の機械化と戦後難民の大量受容を重視した。このエル

カーの議論をふまえつつ、オーバークローメも、また、第一に戦後の農業革新の中核的内容として「トラクターの勝利」をあげる。機械化の大規模かつ継続的な進展が利益追求型の新時代農業を象徴するが、戦後の「土地整理ユーフォリア」、すなわち農地整備事業こそは、この農業の機械化と一体的であった (*ibid*, p.512)。戦後の農業革新によって企業的経営者を志向する農民たちが、農村空間の合理化をめざす農地整備事業の支持者たちとなるのであろう。

しかし第二に、戦後西ドイツ社会は「故郷帰還者」たちの社会でもあった。すなわち復員兵のみならず東方ドイツ人難民に代表される敗戦による重い喪失体験こそは、人々に新たな故郷の創出を求めさせる。加えて、戦後に人々は私的な快適空間に退嬰し、ここで好みのラジオ音楽、雑誌・書籍、絵画などに囲まれて余暇をすごす傾向を示したが、部屋の壁にシカや山岳風景が好んで描かれたように、そこは「故郷に相応しい *heimatgerecht*」要素でみたされた空間であったという (*ibid*, pp.513-515)。とすれば、自然保護主義者や景観論者の言説は、こうした人々の声をすくい取る側面があったということになるのだろうか。いずれにせよ、以上の点からは、1950年代の農地整備事業をめぐる論争が、農業技術革新と郷土の再建という戦後農村を特徴づける相対立する二つの面を色濃く反映していたことがわかって来る。

さて、戦後の食糧危機の要素の一つに1947年夏の干魃による凶作があったことは先述の通りだが、ヴェストファーレンでは、この経験が1930年代の「ステップ化」論争を再活性化させ、人々に「景域保全」の必要性を自明なものとして自覚させた。「耕起したばかりの畑から風によって砂の塊が空高く巻き上げられ、それが黄色い分厚い雲となる。表土も種子も化学肥料も空中に舞い上がる」。著名な自然保護の専門家シュヴァルツは、当時のミュンスター地方の干魃と土壌流出をこのように報告したという。こうしたステップ化の徴候をもたらしたものが、森を濫伐し、圃場の樹木や茂みを伐採した農地整備事業であるとされた。ハエの大量発生により肉牛が斃死し、水は汚染され、生垣や茂みが除去されて鳥たちの巣作りもなくなったのである (*ibid*, p.520)。

先述のように、農地整備とステップ化の問題を担ったのは州景域保全課であったが、その際に焦点となったのが、土壌劣化防止のための防風林や生垣の設置をめぐる対立であった。自然保護主義者や郷土保護主義者たちはその設置を強く求めたが、これに対して「農業者」たちは、防風林や生垣は農地を分断し機械化の障害となること、また干魃による土壌の劣化は、化学肥料の増投によって代償可能であるとしてこれに抵抗した (*ibid*, p.523)。ここで、オーバークローメの議論において興味深いのは、州景域保全課がこの問題の解決にあたって利害関係者の調整に果たした役割を高く評価している点である。担当課の行政官たち—1930年以來の景観設計の系譜に連なる人々—は、農民の生垣や茂みに対する「恨み」を晴らすことが必要と考え、個別農民はもとより、農業会議所や農地基盤整備課などの農民関連組織を粘り強く説得、その結果として、1949年に防風林植栽の州予算を勝ちとった。さらに各郡や村からの財政支援、加えて学校や各種団体のボランティアによる人的支援を得て、

1949年から1950年までに計画通りに植林を完了したとされる²⁵⁾。ただしオーバークローメは、こうした1950年代の先駆的環境保護政策が、同時代の「民族秩序」「自然文化空間」「郷土」「部族性 *Stammestum*」などの郷土主義・民族主義的な言説で語られたことを問題とする。戦後西ドイツ社会は、農業技術革新と先駆的景観保護政策の双方を、「民族主義」的な言説の遺産のうえに成功裏に進展させたのである。オーバークローメはこれを、なお解きたい現代ドイツ史のアポリアであると指摘して、論考を結んでいる (*ibid*, p.527)。

5. おわりに —「静かな」農業・農村革命とエコロジー—

本稿では戦後西ドイツ農業・農村の変化を「静かな革命」ととらえ、その画期性的内容とそれを可能とした主体的な条件について、近年の社会史・農政史・環境史の成果に依拠しつつ考察することを目的とした。以下、やや強引ながらその内容をまとめておこう。

第一に、社会史的研究からは、戦後難民の受容を契機とする農村の政治文化の転換が明らかとなった。バイエルン農村の事例では、すでに1950年代初頭より都市的難民が村の政治に積極的に関与することを通して村の政治文化の革新が浸透した。これに対してヴェストファーレン農村を対象とする婚姻分析からは、伝統的なカトリック大農村落では、階層間秩序や、異宗派結婚・婚外妊娠に対する忌避など、伝統的な農民的ハビトゥスを維持する態度がみられ、このため農村難民に対して非寛容であったが、これに対してプロテスタントの小農・労働者村落では早期より難民の同化が顕著であった。しかし、前者のカトリック村落でも50年代後半から60年代になると、農村の新中間層の登場で、伝統的な大農層の農民的ハビトゥスは明確に消滅した。これらは、村落社会における農業職能原理が衰退したことを意味する。

第二に、農政史研究からは一国的な農民保護農政から欧州共通農政への飛躍の意義が明らかとなった。これはマクロ的な次元の枠組みの変化を語るものである。占領期の「ドル条項」は食糧危機を深刻させる負の効果をもち、他方で農民の私利私害に基づく行動が農産物供出に対する強い反発を招く。これらは通貨改革以後のアデナウアー政権の農政に農民保護的な色彩を付与する一方で、東欧経済から切断された西ドイツが食糧問題を西欧統合の方向で解決することにつながった。1955年の西ドイツ農業基本法の制定時には、すでに欧州共通農政の協議が関係国の間で行われ、1958年のストレーザ会議により欧州農産物市場が制度化されるのである。欧州共通農政は、家族制農業の堅持を謳う一方で、域内農産物市場をテコに農業構造改革を加速させる。1968年のマンスホルト・プランはそうしたなかで提起され、農民の大規模な反発を引き起こした。

第三に、環境史研究からは「農地整備事業」の強力な進展と同時に、自然保護主義的な言説の影響力が明らかとなった。戦後西ドイツの農地整備事業は、ナチ期には全体として構想

止まりだった過小農の整理を現実化したにとどまらず、入植政策の空間設計思想を継承しつつ、農村空間の再整備と一体的に進められた。農地整備事業は農業構造改革の十分条件ではなく、あくまで必要条件に過ぎないが、戦後西ドイツの構造政策の結果としての生産性の向上は、経営的合理性の実現によるだけでなく、農村整備による空間的合理性を追求した結果でもあったことは否定できないであろう²⁶⁾。

こうした農地整備事業に対するエコロジー的批判は、1970年代に本格化するものの、ヴェストファーレンでは、1947年夏の干魘・凶作による土壌劣化—ステップ化論争—をうけ、農地整備事業をめぐる公共的議論の場で、自然保護主義的な言説が一定の影響をもったことが注目される。防風林や生垣の設置をめぐる景域保全の議論には、戦後の「農業技術革新」熱と、戦後難民に象徴される「故郷再建」熱が相克する場でもあった。

さて、以上の三つの研究領域から得られた観点を重ね合わせた場合にどのような像が浮かんでくるであろうか。それは、ローカルな次元での農村の政治・社会革命と、景観整備と一体化した農地整備事業の進展のうえに、マクロ次元での東西分割・冷戦体制を背景とする国民的農政から欧州共通農政への転換が重なることで、戦後西ドイツの農業構造改革が—過剰農産物問題を別としてであるが—「順調に」進展してゆく姿ではなかろうか。かつての近代主義の立場からの「成功評価」は、こうした側面に依拠しての議論だったと思われる。

むろんマンスホルト・プランに対する農民の反発にみるように、それは農民の伝統文化（農民的ハビトゥス）の喪失の過程であった。しかしここでは、にもかかわらず、マンスホルト・プランが結果的に人々に受容されていったこと、その主体的条件の方を重視したい。すでに難民流入が農村の政治文化を変えただけでなく、その後の農地整備事業の進展は、専門的農業経営を村落空間から政策的に切断する帰結をもたらす。戦後に故郷再建を託された村落空間ではあったが、その居住空間へ純化は、実態的には「脱農民化過程」でもあった。これは裏返せば企業化した農民の「脱村落過程」である。あるいは「農業＝農民＝村落」という農的主体に関する三位一体図式に基づく伝統的な言説枠組みが消失する過程ともいえる。

この論点に関わって改めて考えておきたいのが、市場主義的な農業構造改革の推進とエコロジー運動との関わりである。むろんヴァルターが指摘するように、1970年代のエコロジー的転回が、効率性重視の農地整備事業に対する批判として登場したのは明らかであり、その限りで両者は対立的な関係にある。しかし、マンスホルト・プランが、過剰生産力処理の手段としてエコロジー的手法を提案したように、自由主義的構造改革とエコロジー思想のあいだには相互に共振する側面があった。さらにまた、ドイツの場合、エコロジー運動の起源を歴史的に辿ると、それが伝統的農民文化とむしろ切断されているところから生起していることに驚かされる。先に述べたように、20世紀の自然保護運動は、もっぱら教養市民層に担われ、農民はその敵対者として登場する（ユケッター 2015）²⁷⁾。ワイマール期にはじまる有機農業運動も、土地貴族層や科学者を担い手とする「最先端の」農学の実践運動としての側面が強い（Vogt 2000）。オーバークローメのいう1950年代の民族主義的環境言説と70年代

の以後のエコロジー言説を同一視してはならないが、しかし、構造改革とエコロジー言説の同調的側面こそが、「脱農民化」した人々が共通農政の構造改革を受容し、専門的農民の孤立感に帰結していったと考えられるのである。

本稿では戦後西ドイツの「静かな」農業・農村革命に関して、農村社会・農政・基盤整備にみる「画期性」の内容を論じた。しかし農業革命の核心をなす「技術革新」の内容についてはまったく論じることができなかった。戦後の農業技術革新は、単に機械・農薬・肥料などの農業技術の個別要素の開発にとどまらず、農学・農業技術の開発が国家主導で体系化・制度化されたことのもったインパクトによるところがとても大きい。ユケッターやオーバークローメらの研究にみられるように、近年のドイツ農業史研究においてもっとも注目されるのは、こうした科学史的観点からの農業環境史研究であり、20世紀農業革新に対する批判的検討である（Uekötter 2010, Oberkrome 2009）。同様に東ドイツ農業史に関しても、科学史的な視点からの新しい研究が始められている。これらの研究成果の検討については、他日を期すことにしたいと思う。

註

- 1) 以下、「西ドイツ」は占領の英米仏占領区および冷戦期のドイツ連邦共和国を、「東ドイツ」は占領期のソ連占領区およびドイツ民主共和国を、「ドイツ」は1989年以後の現在の統一ドイツ国家をさすこととする。
- 2) Weber (1999, p.226, Anm.27). この数値は特定穀物の収量ではなく、複数穀物を加重平均した「穀物単位」という統計処理のための修正値による。
- 3) Uekötter (2010, p.339). これによれば1960年にはトラクター90万台、コンバイン32000台、ミルカー30万台となっている。
- 4) 西ドイツの農業統計ではほぼ10年ごとの変化を辿ると、2～5haの過小農は、55万経営（1949年）、39万経営（1960年）、22万経営（1971年）、15万経営（1980年）、12万経営（1988年）と5分の1に、同じく5～10haの小農層は、同時期に40万経営、34万経営、21万経営、14万経営、11万経営と4分の1に減少している。50年代から60年代の減り方が著しい。これに対して50～100ha層の変動をみると、同時期に12千経営（1949年）、13千経営（1960年）、17千経営（1971年）、26千経営（1980年）、36千経営（1988年）となっており、とくに1970年代以降に急増していくことがわかる。*Statistisches Jahrbuch 1989 für die Bundesrepublik Deutschland*, hg.v. Statistisches Bundesamt, Stuttgart 1989, S.132. (http://www.digizeitschriften.de/dms/img/?PID=PPN514402342_1989%7Clog30)
- 5) Mooser (2000, pp.23), Uekötter (2010, p.331f.), Albers (1999)などを参照。アメリカの20世紀ドイツ農業史家であるゲルハートは、戦時ナチ農政の意義よりも戦後西ドイツにおける農村の変化の画期性を主張している（Gerhardt 2012）。
- 6) Kluge (2005b, p.98). ただし、クルーゲは、その後の過剰生産・補助金・遺伝子操作などにより「成功の歴史」がゆらぐことになったとしている（Kluge 2005a, p.47）。
- 7) バウワーケンパーの筆による1950年代西ドイツ農業・農村に関する論考（1993年）でも、戦後史研究の空白が指摘されている。実際、この論考は概説の域を出ておらず、新たな論点も乏しい（Bauerkämper 1993）。東ドイツ農業史研究に関しては足立（2011）を参照。
- 8) 農業経済学の分野では、市田（2004）、村田（2006）、古内（2006）がEU農政論の近年の代表的な研究である。これに対して中林（1992）はバイエルンを中心とした農業構造政策を主題としているが、

扱われているのは、機械銀行、緑の計画、マンスホルト・プラン、条件不利対策などであり、日本的な「農業構造政策」の問題関心が前面にでているのが特徴であろう。ただし、政策内容の分析が中心で、政策の運用過程の実態分析はなされていない。

農地整備事業に関する研究は、これとは別に法制史および人文地理学の分野で行われている。前者の代表的研究が田山輝明『西ドイツ農地整備法制の研究』（田山：1988）であり、このテーマに関するもっともまとまった先行研究である。人文地理学の研究として、桜井（1989）、石井（1986）が、農村社会の変化の実態をヴィヴィッドに描き出している。大橋（1997）は、農業土木学の観点から見た農地整備事業の研究書であり、そこでは日本の比較対象としてドイツの農地整備事業が取り上げられている。このように戦後の西ドイツ農業に関わる研究は複数の分野でなされているものの、縦割り型研究体制の典型ようになっており、全体を見通したものになっていない。

- 9) 戦後バイエルの農業経済史の本格研究としては Eichmüller (1997) の研究がある。
- 10) 「夜には犯罪者が厩舎から牛を盗み出す。われわれは無力でなす術がない。そして昼間は警官がやってきてわれわれの家畜を差し押さえる」（1948年初頭の Rosenheim 郡長の報告による農民の弁）(Erker 1990a, p.393)
- 11) これはエルカーの学位論文である。前節で取り上げた難民問題を軸とする「村の革命」の論考 (Erker 1990a) と同時期に発表されたものであり内容が一部重なるものの、本稿では別のものとして扱うこととする。
- 12) クルーゲは、ルール・ライン地方の食糧デモを契機に、英米の食糧援助が西ドイツ国民を飢餓から救ったとし、またマーシャルプランについても、西ドイツ農業に5億2426万 DM を投資し、自給率向上の起爆剤になったと述べ、戦後西ドイツ農業の「成功神話」の史的根拠を戦後に求めている (Kluge 2005a, pp.47f.)。
- 13) フランスにとって欧州統合が植民地帝国の戦後再編と深く関わるものであったことについては菊池 (1998) を参照のこと。
- 14) 上記脚注4) を参照のこと。
- 15) ただし学位論文準備のための分析枠組みを論じたもので、分析結果が示されたものではない。
- 16) この点は Landsarchiv Schleswig, Bestand 5.12-4/3 (Ministerium für Landw. Domänen und Forsten, Abteilung Siedlungsamt:1919-1945) に分類される文書リストを参照されたい。
- 17) ナチ農政の入植政策については Groth (1983), Smit (1983), Matz (1987) を、またこれと重なるが北海干拓事業については近作の Danker (2014) を参照。ナチ併合地ポーランドの農民入植については足立 (2012) を参照。
- 18) ただしマイの研究は、あくまで「ナチス国家論研究」としての性格が濃厚なために、戦後農業・農村への言及がほとんどみられない。
- 19) この書物は、統一後のドイツ農業環境史研究の最初の成果を示す記念碑的な労作であり、この分野の主たる研究者が結集して編まれている (Ditt et al. (ed.) 2001)。
- 20) ヴェルター、オーバークローメのほか、「景観美化・表土保護・文化景観保全—農村環境保護のための景域保護者と景観エコロジー」と題されたテンベルゲンの論考が掲載されている (Tenbergen 2001)。景観保護を主題としており農地整備事業自体への言及は一部にとどまるため、本稿では検討外とした。
- 21) ユケッターは、農地整備事業 *Flurbereinigung* に関する研究は法学分野のみで、十分な景観開発史 *Landschaftsentwicklung* の研究書はないとし、近年の歴史学の個別論文としてこのヴェルターとオーバークローメの論考があげられている (Uekötter 2010, p.337, Anm.26)。日本におけるドイツ農地整備史研究は、注6に記したように、田山 (1988)、石井 (1986)、桜井 (1989) らの研究がある。

なお、日本の農業史研究は伝統的に農業移民研究への関心が弱く、また「農村空間を設計する」という発想に対して懐疑的であったこともあり、日本における近代ドイツ農村入植史の実態研究はほとんどなされてこなかったと言ってよい。しかも、そのわずかな研究ですら、木谷勤 (1967) や福應健 (1959) など、ほとんどは1970年以前に発表されたものに過ぎない。その内容もほぼ政策内容の分析に限定され、なにより当時の学会動向を反映して、もっぱらユンカー利害との関わりが過剰に意識されて論じられて

いる。

これに対して、農村計画研究の視角からのものとしては、祖田修（1984年）がある。これは20世紀ドイツ農村開発史を論じたものとしては先駆的な研究と評価してよい。しかし、当該書の歴史的な部分については、農村入植や農村開発の具体的な実態分析がほとんどなされていないこと、理論的にはナチス左派に対して高い評価が与えられているため1936年以降の分析が欠落していること、このため東方占領地の農村入植政策や人種主義との関わりについての問題関心はみられず、コンラード・マイヤーに対する評価が一戦後に関する部分を含め甘くなっていることなど、いくつかの限界点が存在する。

- 22) 1952年、ミュンスター上級裁判所が、「帝国耕地整理令はナチ的ではなく、無効とはいえない」との判断を示した（Walter 2001, p.289）。
- 23) 「農地整備 Flurbereinigung」、「景域保全 Landespflege」「農村基盤整備課 Landeskulturamt」という訳語は、田山の研究に依拠している（田山1988, pp.616, 642）。
- 24) 20世紀前半の自然保護運動を担った「自然保護受託人 Naturschutzberater」についてはユケッター（2015）を参照。
- 25) こうした州景域保全課の設置と活動に対しては、ラートカウも西ドイツ環境政策の先駆的事例であり、現在の環境保護政策の重要な制度的起源であるとして高く評価している（Ditt et al. (ed.) 2001, p.503）。
- 26) こうしたドイツの農村空間の合理化の歴史の中に、戦後東ドイツの土地改革を位置付けるのがディックスの議論である。かれは効率的な農村空間の設計思想に一具体的にはソ連占領軍命令209号にみる新農民家屋建設事業に一、農村空間のフォーディズムをみようとしている（Dix 2002）。
- 27) エコロジストも含まれるであろう68年運動に代表される新しい社会運動と新自由主義者のあいだに思想的に共鳴する部分があることについては、ホブズボームが主張する論点でもある。ホブズボーム『20世紀の歴史—極端な時代—』下巻の第11章「文化革命」を参照のこと（ホブズボーム1996年）。

引用文献

- Albers, Helene (1999), *Die stille Revolution auf dem Lande. Landwirtschaft und Landwirtschaftskammer in Westfalen-Lippe 1899-1999*, Münster.
- Alden, J./Lehmann, L/Newcombe, V., *Rural Schleswig-Holstein and Mid Wales : A comparative study of regional development*, London and Rugby 1987.
- Balcar, Jaromir (2014), *Landwirtschaft und ländlichen Lebenswelt in Westdeutschland nach 1945. Bilanz, Probleme und Perspektiven der Forschung*, in: Danker, U.u.a.(Hg.), *Strukturwandel in der zweiten Hälfte des 20. Jahrhunderts*, Neumünster, S.63-85.
- Bauerkämper, Arnd (1993), *Landwirtschaft und ländliche Gesellschaft in der Bundesrepublik in den 50er Jahren*, in: *Modernisierung im Wiederaufbau. Die westdeutsche Gesellschaft der 50er Jahre*, hg. v. Axel Schildt / Arnold Sywottek, Bonn , S.188-200.
- Danker, Uwe (2014), *Völkergemeinschaft und Lebensraum: Die Neulandhalle als historischer Lernort: Die Neulandhalle als historischer Lernort*, Beiträge zur Zeit- und Regionalgeschichte, Band 3, Neumünster.
- Ditt, K./Gutermann, R./Rübe, N. (Hg.)(2001), *Agrarmodernisierung und ökologische Folgen. Westfalen vom 18. bis zum 20. Jahrhundert*, Paderborn.
- Dix, Andreas (2002), „Freies Land“. *Siedlungsplanung im ländlichen Raum der SBZ und frühen DDR 1945-1955*, Köln.
- Eichmüller, Andreas (1997), *Landwirtschaft und bäuerliche Bevölkerung in Bayern: ökonomischer und sozialer Wandel 1945-1970 : eine vergleichende Untersuchung der Landkreise Erding, Kötzing und Obernburg*, München.
- Erker, Paul (1990a), *Ernährungskrise und Nachkriegsgesellschaft: Bauern und Arbeiterschaft in Bayern 1943-1953*, Stuttgart: Klett-Cotta.

- Erker, Paul (1990b), Revolution des Dorfes? Ländlichen Bevölkerung zwischen Flüchtlingszustrom und landwirtschaftlichem Strukturwandel, in: *Von Stalingrad zur Währungsreform*, hg. v. Broszart, M., u.a., München, S.367-425.
- Exner, Peter (1996), Agrarwirtschaft und ländliche Gesellschaft in Westdeutschland im Schatten der Bodenreformdiskussion. Kontinuität und Neubeginn in Westfalen 1945-1949: in: Bauerkämper (Hg.), „*Junkerland in Bauernhand*“?, Stuttgart.
- Exner, Peter (1997), *Ländliche Gesellschaft und Landwirtschaft in Westfalen 1919-1969*, Paderborn.
- Ganson, Nicolas (2009), *The Soviet Famine of 1946-47 in Global and Historical Perspective*, New York: PALGRAVEMACMILLANE.
- Gerhardt, Gesine (2012), Change in the European Countryside. Peasants and Democracy in Germany 1935-1955, in: *War, Agriculture, and Food. Rural Europa from the 1930s to the 1950s*, ed. by Brassley, P. et al, New York:Routledge, pp.195-208.
- Groth, K.(1983), Der Aufbau des Adolf-Hitler-Koog. – Ein Beispiel nationalsozialistischen ländlichen Siedlungsbaues, in; Hoffmann/Wurf (Hg.), "*Wir bauen das Reich*". *Aufstieg und erste Herrschaftsjahre des Nationalsozialismus in Schleswig-Holstein*, Neumünster.
- Henkel, Gerhard(2004), *Der ländliche Raum. Gegenwart und Wandlungsprozesse seit dem 19 Jahrhundert in Deutschland*, Studienbücher der Geographie, Stuttgart.
- Kluge, Ulrich (1989), *Vierzig Jahre Agrarpolitik in der Bundesrepublik Deutschland*, Band 1, Hamburg und Berlin.
- Kluge, Ulrich (2005a), Veredelungswerkschaft oder Rohstofffabrik ? Westdeutsche Agrar- und Ernährungspolitik zwischen wirtschaftlicher Rekonstruktion und Römischen Verträgen (1945-1957), in; *Reguliertes Land*, hg.v. Langthaler u.a., Innsbruck 2005, S.46-70.
- Kluge, Ulrich (2005b), *Agrarwirtschaft und ländliche Gesellschaft im 20. Jahrhundert*, München 2005.
- Langthaler, Ernst/ Redl, Josef (Hg.) (2005), *Reguliertes Land. Agrarpolitik in Deutschland, Österreich und der Schweiz 1930-1960*, Jahrbuch für Geschichte des ländlichen Raumes, Innsbruck.
- Mai, Uwe (2002), *Rasse und Raum. Agrarpolitik, Sozial- und Raumplanung im NS-Staat*. München.
- Matz, Jutta. (1987), *Landarbeitersiedlung in Schleswig-Holstein von 1919 bis 1939*, MA, Kiel.
- Mooser, Josef (2000), Der Verschwinden der Bauern. Überlegungen zur Sozialgeschichte der "Entagrarisierung" und Modernisierung der Landwirtschaft im 20. Jahrhundert, in: Münkkel, D.(Hg.), *Der lange Abschied vom Agrarland*, Göttingen, S.23-35.
- Münkkel, Daniela(Hg.)(2000), *Der lange Abschied vom Agrarland: Agrarpolitik, Landwirtschaft und ländliche Gesellschaft zwischen Weimar und Bonn*, Göttingen.
- Münkkel,D./Uekötter, F. (2012), *Das Bild des Bauern. Selbst- und Fremdwahrnehmungen vom Mittelalter bis ins 21 Jahrhundert*, Göttingen.
- Oberkrome, Wili (2001), Die Flurbereinigung in Westfalen während der 1950er Jahre in der Sicht der Naturschützer, in: *Agrarmodernisierung und ökologische Folgen. Westfalen vom 18. bis zum 20. Jahrhundert*, hg. v. Ditt, K.u.a., Paderborn , S.509-527.
- Oberkrome, Wili (2004), *Deutsche Heimat: Nationale Konzeption und regionale Praxis von Naturschutz, Landschaftsgestaltung und Kulturpolitik in Westfalen-Lippe und Thüringen (1900-1960)*, Paderborn.
- Oberkrome, Willi (2009), *Ordnung und Autarkie. Die Geschichte der deutschen Landbauforschung, Agrarökonomie und ländlichen Sozialwissenschaft im Spiegel von Forschungsdienst und DFG (1920-1970)*, Stuttgart.
- Patel, Kiran Klaus (2009), *Europäisierung wider Willen. Die Bundesrepublik Deutschland in der Agrarintegration der EWG 1955-1973*, Studien zur Internationalen Geschichte, Band 23, Gebundene Ausgabe Bd. 7, München:Oldenbourg Wissenschaftsverlag.
- Rosenfeldt, Jenspeter (1991), *Nicht Einer... Viele sollen leben! Landreform in Schleswig-Holstein 1945-1950*, Kiel.

- Ruge, Claudia (2014), "Europa und unsere heimische Landwirtschaft"- Landwirtschaftlicher Strukturwandel in Schleswig-Holstein im Kontext der europäischen Integration. Ein Dissertationsprojekt, in: Danker, U.u.a. (Hg.), *Strukturwandel in der zweiten Hälfte des 20. Jahrhunderts*, Neumünster, S.86-116.
- Stoehr, Irene (2002), Von Max Sering zu Konrad Meyer, ein "machtergreifender" Generationswechsel in der Agrar- und Siedlungswissenschaft, in; Heim, Susanne (Hg.), *Autarkie und Ostexpansion: Pflanzenzucht und Agrarforschung im Nationalsozialismus*, Göttingen: Wallstein.
- Smit, Jan G. (1983), *Neubildung deutschen Bauerntums. Innere Kolonisation im Dritten Reich. Fallstudien in Schleswig-Holstein*, Kassel.
- Strube, Sebastian (2013), *Euer Dorf soll schöner werden. Ländlichen Wandel, staatliche Planung und Demokratisierung in der Bundesrepublik Deutschland*, Göttingen.
- Tenbergen, Bernd (2001), Landschaftsverschönerung, Erosionsschutz und Kulturlandschaftspflege. Beiträge von Landespflegern und Landschaftsökologen zur Umweltversorg im ländliche Raum, in: *Agrarmodernisierung und ökologische Folgen. Westfalen vom 18. bis zum 20. Jahrhundert*, hg. v. Ditt, K.u.a., Paderborn, S.529-567.
- Türk, Henning (2012), Das Bild des Bauern in der Kommission der Europäischen Wirtschaftsgemeinschaft in der Ära Sicco Mansholt (1958-1972), in: Münkler, D./Uekötter, F.(2012), *Das Bild des Bauern*, Göttingen, S.179-197.
- Uekötter, Frank (2010), *Die Wahrheit ist auf dem Feld: Eine Wissensgeschichte der deutschen Landwirtschaft (Umwelt und Gesellschaft)*, Göttingen.
- Vogt, Günter (2000), *Entstehung und Entwicklung des ökologischen Landbaus*, Bad Durkheim.
- Walter, Paul (2001), Die Flurbereinigung in Westfalen während der zweiten Hälfte des 20.Jahrhunderts. Bodenordnung und Umweltschutz, in: *Agrarmodernisierung und ökologische Folgen. Westfalen vom 18. bis zum 20. Jahrhundert*, hg. v. Ditt, K.u.a., Paderborn, S.287-324.
- Weber, A. (1999), Ursache und Folgen abnehmender Effizienz in der DDR-Landwirtschaft, in; Kuhr, E.(Hg.) *Die Endzeit der DDR-Wirtschaft*, Opladen.
- 足立芳宏（2011）『東ドイツ農村の社会史—「社会主義」経験の歴史化のために—』京都大学学術出版会。
- 足立芳宏（2012）「民族ドイツ人」移住農民の戦時経験—ナチス併合地ポーランド入植政策から東ドイツ土地改革へ—『生物資源経済研究』（京都大学）第17号、39-76頁。
- 足立芳宏（2013）「『第三帝国』の農業・食糧政策と農業資源開発—戦時ドイツ食糧アウトルギー政策の実態—」野田公夫編『農林資源開発の世紀—「資源化」と総力戦体制の比較史』京都大学学術出版会、279-339頁。
- 石井素介（1986）『西ドイツ農村の構造変化』大明堂。
- 市田知子（2004）『EU条件不利地域における農政展開—ドイツを中心に—』農文協。
- 大橋欣治（1997）『農村整備工学—農村総合整備事業の評価と展望』創造書房。
- 木谷勤（1967）「プリューニクの内植政策とその失脚（1）（2）」『史学雑誌』75巻12号（1-21頁）および76巻1号（35-61頁）。
- 菊池孝美（1998）「フランス近代化政策と植民地」廣田・森編『戦後再建期のヨーロッパ経済』日本経済評論社、237-279頁。
- 田山輝明（1988）『西ドイツ農地整備法制の研究』成文堂。
- 田山輝明（編）（1998）『農地整備法制に関する日欧比較研究—ドイツと日本の比較を中心として』成文堂。
- 桜井明久（1989）『西ドイツの農業と農村』古今書院。
- 祖田修（1984）『西ドイツの地域計画』大明堂（増補版『都市と農村の結合』1997年）。
- 中林吉幸（1992）『西ドイツの農業構造政策』日本経済評論社。
- 古内博行（2006）『EU穀物価格政策の経済分析』農林統計協会
- 古内博行（2007）『現代ドイツ経済の歴史』東京大学出版会。
- 古内博行（1998）「ドル条項問題と西ドイツ経済の復興」廣田・森編『戦後再建期のヨーロッパ経済』日本

経済評論社、97-131頁.

廣田功・森建資編（1998）『戦後再建期のヨーロッパ経済—復興から統合へ—』日本経済評論社.

福應健（1959）「帝制ドイツにおけるユンカー経営とプロイセン内地植民政策」関西学院大学『商学論究』25号.

ホブズボーム・E（河合秀和監訳）（1996年）『20世紀の歴史—極端な時代—』（上）（下）三省堂.

村田武（2006）『戦後ドイツとEUの農業政策』筑波書房.

ユケッター・F（和田佐規子訳）（2015）『ナチスと自然保護—景観美・アウトバーン・森林と狩猟—』築地書房.